

平成 11 年度厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)
被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究(H10 - 子ども - 029)
主任研究者: 庄司順一(日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長)

分担研究報告書

被虐待児への総合的支援計画に関する研究()

分担研究者 庄司 順一 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長

研究要旨

子ども虐待(児童虐待)への対応に関しては、発見、通告から調査、判定、処遇決定、処遇(施設入所等)の実施、家庭への再統合に向けての支援などの時系列をふまえて、総合的に考えていく必要がある。本分担研究班では、昨年度は、都道府県における虐待防止への取り組みの現状、乳児院における被虐待児の実態および乳児院退院後の問題、総合的支援の成功例と失敗例の 3 課題について検討を行った。今年度は、乳児院における被虐待児の心身の状態、乳児院での対応の実態と課題を詳細に検討するために、「乳児院における被虐待児に関する調査」を実施した。対象は、全国の乳児院 114 施設を平成 10 年度に退所した子どもである。各乳児院に調査票を郵送で配布、回収した。有効回答施設数は 80 施設(70.2%)、有効回答数は 380 票であった(これを被虐待児群とする)。当該年度に当該施設を退所した子どもは 1,979 名であり、380 名は 19.2%にあたる。

これらの被虐待児について、虐待のタイプなどを分析するとともに、虐待の背景要因(子ども側の要因と家庭の状況)、乳児院入所後にみられた心身の問題、養育にあたっての留意点、退所時にみられた子どもの身体的、心理行動的問題、父母とのかかわり、支援の状況、関係機関との連携などについて検討を行った。

なお、通告制度のあり方に関して、アメリカ・カリフォルニア州の「子ども虐待・ネグレクト通告法」に関する冊子の一部を翻訳、紹介し、資料として付した。

研究協力者

谷口和加子	日本子ども家庭総合研究所
安藤朗子	日本子ども家庭総合研究所
阿部優美子	日本子ども家庭総合研究所
帆足英一	都立母子保健院副院長
奥山真紀子	埼玉県立小児医療センター精神科医長

ニッ山 亮	丘の上乳幼児ホーム家庭支援専門相談員
鈴木祐子	二葉乳児院副園長
高橋重宏	日本社会事業大学教授
大坂多恵子	丘の上乳幼児ホーム院長
平田ルリ子	清心乳児院院長
呉 太善	都立母子保健院
水谷暢子	浜松乳児院院長
恒次欽也	愛知教育大学教授
松原康雄	明治学院大学教授
才村 純	日本子ども家庭総合研究所
小山 修	日本子ども家庭総合研究所

研究:乳児院における被虐待児の実態と対応に関する研究()

A. 研究目的

児童福祉施設(乳児院)における被虐待児への対応の実態と課題を詳細に検討するために、「乳児院における被虐待児に関する調査」を実施した。乳児院を対象としたのは、虐待は低年齢児ほど数が多く、また影響は深刻であるとともに適切な養育により改善もみられやすい予想され、しかも児童養護施設入所児に比べて検討されることが少ないためである。

B. 研究方法

全国の乳児院114施設を平成10年度に退所した子どもを対象に、「乳児院における被虐待児に関する調査」を実施した。調査項目は、入所理由、虐待のタイプ、虐待の背景要因(子ども側の要因と家庭の状況)、乳児院入所後にみられた心身の

問題、養育にあたっての留意点、退所時にみられた子どもの身体的、心理行動的問題、父母とのかかわり、支援の状況、関係機関との連携など、乳児院での被虐待児の実態、および対応の実際と課題などであった。

C. 研究結果

有効回答施設数は80施設(70.2%)、有効回答数は380票であった。当該年度に当該施設を退所した子どもは1,979名であり、380名は19.2%にあたる。

この380名の入所理由の内訳は、「主たる入所理由」が「虐待」であったもの97名(4.9%)、「父母不明(遺棄)」34名(1.7%)、「父母、父または母の家出(蒸発)」91名(4.6%)、「養育拒否」89名(4.5%)で、「主たる入所理由はその他であるが、入所後に虐待であることが判明した」69名(3.5%)であった。この380名を被虐待児群とした。

「主たる入所理由」が「虐待」であっ

た 97 名の虐待のタイプは、身体的虐待 77 名(97 名のうちの 79.4%)、ネグレクト 17 名(17.5%)、心理的虐待 3 名(3.1%)で、性的虐待はいなかった。「主たる入所理由」は上述の「虐待」「遺棄」「蒸発」「養育拒否」ではなかったが、乳児院入所後に、家庭で虐待を受けていたことが判明した 69 名の虐待タイプの内訳は、身体的虐待 12 名、ネグレクト 43 名、心理的虐待 4 名、きょうだい虐待を受けているなど本児も虐待を受けるおそれがある 3 名、記載不十分 7 名であり、このうちの記載不十分な 7 名を除いた 62 名を前述の 97 名と加えた 159 名を虐待のタイプ別の検討の対象とする。

今回の分析で主に取り上げたのは、被虐待児(これには、入所理由が「遺棄」「蒸発」「養育拒否」といった虐待に密接な関連のある状態にいた子どもを含む)380 名である。

これら被虐待児群について、入所理由、虐待のタイプ、虐待の背景要因(子ども側の要因と家庭の状況)、乳児院入所後にみられた心身の問題、養育にあたっての留意点、退所時にみられた子どもの身体的、心理行動的問題、父母とのかかわり、支援の状況、関係機関との連携などについて、検討を行った。

D. 考察

今回の調査結果は、平成 9 年度に乳児院を退所した子どもを対象とした前年度の調査結果(25.0%)より若干低い値となっていた。しかし、いずれにしろ、乳児

院への入所において主たる理由が「虐待」であることは少ない(4.9%)が、「遺棄」「父母の家出(蒸発)」「養育拒否」など、退所した子どもたちの 1/4 ないし 1/5 は虐待ないし虐待と密接な関連のある状態といえた。

これら被虐待児群は、その他の理由による乳児院入所児と比べて、在所期間が長く、しかも家庭引き取りが困難であることが示された。また、低出生体重児の割合が高いこと(24.8%)、乳児院入所までの親子分離経験をもっているものが多いこと、発達遅滞や慢性疾患などをもっているものが多いことが示された。さらに、被虐待児群の父母の状況については、20 歳未満で出産した母親が多いこと、父親については不明の点が多いことが指摘されるとともに、父母ともに精神的な問題をかかえているものが多いことが示唆された。被虐待児の心身の問題や行動上の問題については、それを有するものが少なくないことが示され、養育にあたっての困難さが示唆された。これらの児の養育にあたっては、「保育者と子どもとの信頼関係づくり」に留意していることが示されたが明らかにされた。

ただ、心理的対応の必要性を感じたのは約 20%あったが、実際に何らかの心理的対応を行ったのは約 5%にすぎず、心理的対応のあり方についての検討が必要であると考えられた。入所直後にみられた心身の問題や行動上の問題のその後の推移をみると、「行動問題」「習癖、こだわり」は改善率が低く、乳児院退所後に継続する問題が予想され、長期にわたってきめ

細かい対応が必要とされる場合もあると考えられた。

父母との関わりにおいても問題やトラブルが生じることも予想され、児童相談所とのいっそうの連携や家庭支援専門相談員の積極的な導入などにより、より専門的な対応やアフターケアを行う体制の整備が求められるように思われた。

E. 結論

乳児院における被虐待児の実態および対応の現状を明らかにするために、平成10年度に乳児院を退所した子どもたちを対象とした調査を行い、在所期間や退所先、虐待の背景要因(子ども側の要因、父母の状況)などから、被虐待児群は乳児院入所児の中で特徴をもった一群であることが示された。また、被虐待児群では心身の問題や行動上の問題を有するものが少なくないことが明らかになり、その養育の困難さが示唆され、養育にあたっての配慮、心理的対応のあり方についての検討が必要であると考えられた。また、乳児院退所後にも継続する問題が予想され、長期にわたってきめ細かい対応が必要なこともあると考えられ、経過をフォローアップしていく必要が示唆された。

父母との関わりに関しては、児童相談所とのいっそうの連携や家庭支援専門相談員の積極的な導入などによる、より専門的な対応が求められると考えられた。

資料:カリフォルニア州子ども・ネグレクト通告法の紹介

わが国においては国会における「児童虐待防止法」の制定への動きに関連して、虐待への通告制度のあり方について、関心が高まっている。最近、カリフォルニア州の子ども虐待・ネグレクト通告法に関する小冊子「カリフォルニア州子ども虐待・ネグレクト通告法 - 保健関係者のための論点と回答 - 」(The California Child Abuse & Neglect Reporting Law : Issues and Answers for Health Practitioners , State Department of Social Services , Office of Child Abuse Prevention,1997)が作成されたが、これは通告法のあり方を考えるうえで示唆に富むものと考えられるので、その一部を翻訳、紹介した。